

全ト協発第26号(輸)・(企)

平成30年4月18日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克



## 貨物利用運送事業における適正な運賃・料金の収受に向けた取り組みの推進について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年10月30日付で標準利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款の一部が改正（平成29年10月30日公布、平成29年11月4日施行）されましたが、今般、国土交通省が同約款の改正に伴う運賃・料金変更届出件数を調査したところ、極めて低調な状況であったため、別添の通り、全日本トラック協会に対し、改めて会員事業者への周知を依頼する文書が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても、新たな標準貨物利用運送約款への切替え及びこれに伴う掲示の変更並びに運賃及び料金の届出が適切に行われるよう、改めて傘下会員事業者に対する周知徹底にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本約款改正の対象となるのは、貨物利用運送事業に基づき次のいずれかの登録を受けた事業者です。

- ① 第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）
- ② 第一種貨物利用運送事業（鉄道貨物運送）
- ③ 第二種貨物利用運送事業（鉄道貨物運送）

実運送事業者が実運送事業者に委託する利用運送は対象となりません。

敬具

※新たな標準貨物利用運送約款、運賃・料金変更届出様式例等は、  
下記 URL(国土交通省ホームページ)からダウンロードできます。

国土交通省>政策・仕事>総合政策>標準貨物利用運送約款の改正について

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/>

[seisakutokatsu\\_freight\\_fr2\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_fr2_000011.html)

(本件に対する問合せ先)

公益社団法人 全日本トラック協会

輸送事業部 礎・金子 TEL: 03-3354-1038

企画部 星野・小川・深田 TEL: 03-3354-1037



国官参物第11号の2  
平成30年4月17日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

大臣官房参事官（物流産業）



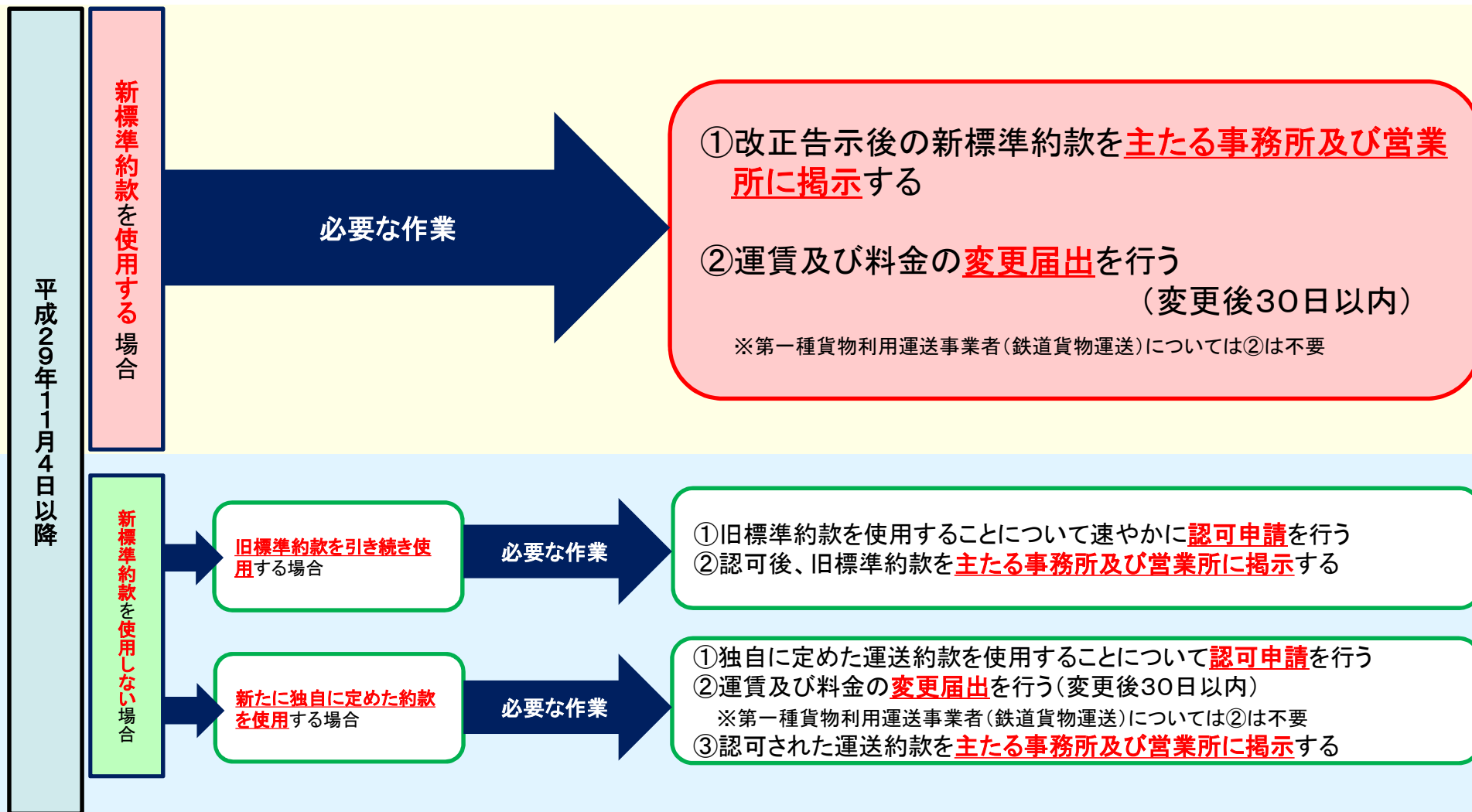
貨物利用運送事業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について(再依頼)

貨物利用運送事業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組を推進するため、平成29年10月30日付け国官参物第110号の2により依頼したところであるが、今般、標準貨物利用運送約款の改正に伴う運賃・料金変更届出件数を調査したところ、極めて低調な状況である。

については、新たな標準貨物利用運送約款への切替え及びこれに伴う揭示の変更並びに運賃及び料金の届出が適切に行われるよう、改めて傘下会員に対し周知徹底を図られるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

# 貨物利用運送事業者(自動車・鉄道)の皆様に行って頂く手続き等

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)

○独自の約款を引き続き使用する場合には手続きは不要

○独自の約款の変更を行う場合には①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款

※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款

## 貨物自動車運送事業を兼業されている皆様へのお知らせ

平成15年4月1日に改正貨物自動車運送事業法及び貨物利用運送事業法(改正前:貨物運送取扱事業法)が施行され、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業(以下、「実運送」という。)を経営する者の行う運送を利用してする貨物の運送(貨物自動車利用運送)は、貨物自動車運送事業の事業計画に含まれることとなりました。

そのため、平成15年3月31日以前に貨物自動車運送事業法に基づく「実運送」及び貨物運送取扱事業法に基づく「第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)」を経営されていた場合において、利用する運送事業者が実運送を経営する者のみであれば、貨物自動車運送事業の事業計画に移行されていることから、今般の「標準貨物自動車利用運送約款」の改正に伴う手続き等は不要です。

- ◆ 平成15年3月31日以前に貨物自動車運送事業法に基づく「実運送」及び貨物運送取扱事業法に基づく「第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)」を経営しており、利用する運送事業者が実運送を経営する者のみの場合

必要な作業

平成15年4月1日の法改正により貨物自動車運送事業に移行されているため、今般の「標準貨物自動車利用運送約款」の改正に伴う手続きは不要です。しかし、今後も第一種貨物利用運送事業者(貨物自動車運送)向けの周知文書が届く可能性があるため、主たる事務所を管轄する地方運輸局又は運輸支局に連絡してください。

- ◆ 平成15年3月31日以前に貨物自動車運送事業法に基づく「実運送」及び貨物運送取扱事業法に基づく「第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)」を経営しており、利用する運送事業者に実運送を経営しない第一種貨物利用運送事業者(貨物自動車運送)(以下、「利用専業者」という。)が含まれている場合

必要な作業

利用専業者を利用する場合は、貨物利用運送事業法に基づく第一種貨物利用運送事業(貨物自動車利用運送)により行う必要があることから、今般の「標準貨物自動車利用運送約款」の改正に伴う手続きが必要です。ただし、別途、平成15年3月31日以前に締結した利用専業者との利用運送契約を確認する場合があります。

※ 平成15年4月1日以降に貨物自動車運送事業法に基づく実運送の経営許可を取得し、第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)の廃止等の手続きを行っていない場合には、速やかに手続きをしてください。なお、許可日以前に利用専業者との利用運送契約を締結しており、届出を行っている場合にはこの限りではありません。